

# いじめ防止等基本方針

【豊後大野市立緒方小学校】

## I いじめ防止対策推進法をうけて

平成25年9月より施行された「いじめ防止対策推進法」や、これを受けて策定された「大分県いじめ防止基本方針」、豊後大野市教育委員会の「いじめ防止等基本方針」に則り、緒方小学校のいじめ防止等の対策を推進する。

### いじめ防止対策推進法（概要）

第183回通常国会において、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めた「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布された。この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行される。（9月より施行）

## 1 目的

この推進法は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害しその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### 〈いじめの定義〉

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じた行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

## 2 いじめの防止等の基本方針

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校に複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者より構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置き、未然防止ならびに早期発見、再発の防止に努める。

## 3 基本施策・いじめの防止等に関する措置

(1) 道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策推進。

(2) 「緒方小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、SSW、SC等

(3) 個別のいじめに対して、学校が講ずべき措置として、「いじめの事実確認」、「いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援」、「いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者に対する助言」、「犯罪行為として扱われるべき事案と認める場合の所轄警察署との連携」。

(4) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等。

#### 4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) (1) の調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(3) 教育委員会を通じて地方公共団体の長に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長による再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講じる。(議会への報告等)

## II 基本的な方向性

### 1 豊後大野市いじめの防止等に関する基本方針

「いじめはどの学校でも、どの教室でも、どの子にも起こりうる」という認識の上に組織的に立つ。

(1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、未然防止に努め、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。

(2) いじめられている子どもの立場に立ち、最後まで絶対に守り通す。

(3) いじめを行う子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を徹底する。

(4) アンケートやP T A等の場を通じてなど、日常的に保護者からの情報や声を把握するとともに、保護者及び関係機関との連携を深めるように努める。

### 2 緒方小学校いじめ防止等に関する基本姿勢

(1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、未然防止に努めるとともに、教職員自らが「いじめを絶対に許さない」という信念を持ち、児童一人一人を大切にしたい学校をつくる。いじめ問題に対しては、組織的に対応する。

(2) いじめられている子どもの側に立ち、いじめが完全に解消されるまで守り通すとともに、解消後の心のケアと継続した見守り活動を続ける。

(3) いじめを行う子どもに対しては毅然とした対応と粘り強い指導を徹底する。

(4) 保護者や地域からいじめに関する情報や声を吸い上げるとともに、いじめ防止に向けて保護者や関係機関との連携を深めるよう努める。

### 3 未然防止に向けて

教職員一人一人が、道徳の時間や学級活動はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学級・学校づくりを行う。

- (1) 子どもがいじめの問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりを推進する。
- (2) 学級のきまりやルール、やっていいことと悪いこと等の基準を分かりやすく示すとともに、落ち着いた生活環境づくりに努める。
- (3) 児童会活動・縦割り班活動や学級集団づくりの中で、互いに思いやり支え合える人間関係の構築に努める。
  - ・児童会主催のスポーツ大会、なかよし集会
  - ・縦割り班による「花いっぱい運動」
  - ・全校児童で取り組む「あいさつ運動」
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することのないよう、常に指導者として自己の変革に努めることにより、子どもと教職員の信頼関係を築く。
- (5) いじめの早期発見、早期解消に向けた教職員研修の充実を図る。また、いじめ相談体制の整備や、相談窓口の周知徹底を図る。(24時間子どもSOSダイヤル)
- (6) 積極的に保護者と信頼関係を築き、それぞれの役割と責任を自覚し相互に補い合いながら、いじめ予防に取り組む。

### 4 早期発見に向けて

- (1) 子どもの声に耳を傾け、日常生活の様子を観察し情報把握に努める。

- ①連絡帳等の点検
- ②日常の授業観察や行動観察
- ③児童アンケート
- ④面談
- ⑤運営委員会・いじめ防止検討委員会での実態把握
- ⑥教職員同士の情報交換・情報共有

- (2) 保護者との情報の共有に努める

- ①家庭訪問
- ②連絡帳
- ③懇談会
- ④電話連絡等

(3) 保護者・地域住民・関係機関との日常的な連携

- ①学校評議員、スクールガード、学習サポーター、教育支援センター「かじか」、PTAからの情報収集

## 5 早期解消に向けて

いじめに対して学級担任一人で対応すると、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを発見した、または疑いがあった時点で、全教職員に周知し、組織的に多方面からの的確・迅速に対応する必要がある。さらに、保護者に正確な事実を説明し、誠意ある態度で接し、ともに解決に向けた協力体制と信頼関係を確立することが大切である。

(1) 「いじめ問題」を発見する。

- 保護者からの訴え、児童からの訴え等に謙虚に耳を傾ける
- 日常の情報交換（教職員、地域住民）
- 児童、保護者への定期的なアンケート調査

(2) 素早い対応に努める（担任）

- ①事実関係を把握し、報告する。

担任 ⇒ 生徒指導主任 ⇒ 管理職

- ②教職員で情報共有し、今後の対応について考える。

緊急いじめ防止対策委員会設置（校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、担任、SC、SSW）

※市教育委員会への報告と連携

(3) 被害児童・加害児童への指導・支援をする。

- ①学級全体への指導
- ②家庭訪問等による指導・支援

(4) 保護者への対応に努める

- ①被害児童の保護者対応

正確な事実関係の把握やこれまで行ってきた指導及び今後の対応等について説明し、理解と協力を依頼する。

- ②加害児童の保護者対応

事実を説明し、今後の対応について理解と協力を求める。

(5) 関係機関との連携について

- ①市教育委員会に相談し、必要な対処をする。
- ②法を犯す行為については、スクールサポーターや警察等に連絡する。

(6) 事態が改善されない場合の対応策について

- ①校内指導体制の見直し
- ②県教委が設置している「大分県生徒指導支援チーム」の活用

(7) いじめ解消後の指導・支援について

- ①いじめが解消した後も、関係する保護者と継続的に連絡を取り、その後の情報を共有
- ②いじめられた児童の見守りと支援

★危機管理の さ・し・す・せ・そ

さ（最悪を想定し）・し（慎重に）・す（素早く）・せ（誠意を持って）・そ（組織的に）

## 6 教職員研修の実施

(1) いじめ防止に関する研修会へ積極的に参加する。

(2) 「いじめ防止対策推進」に関わる共通理解や、インターネットにおけるいじめ問題等に関する研修を行う。

(3) 校内研修の中に、人権教育研修を位置づけ、計画的に実践するとともに人権教育の推進を行う。

## 7. その他

○この基本方針については、今後の取組内容を勘案し、必要があると認めた場合は加筆・修正を加える。

○資料として

資料１・・・いじめ対策及び組織図

資料２・・・具体的な指導・支援